

# 中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise

Chushokigyo-chiba

# 中小企業ちば

2011  
No.547 3

## 主な内容 [目次]

- p.3 ■トピックス  
金融懇談会／商業4団体新春合同講演会 ほか
- p.4 ■特集  
「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の公表（公取委）  
新卒者就職応援プロジェクトについて
- p.6 ■視点：コンサルタントの目  
ITによる経営力向上－IT経営のすすめ－
- p.8 ■組合Q&A  
組合決算関係書類提出におけるセルフチェックシート  
組合員の権利と義務について ほか
- p.10 ■施策  
中小企業金融円滑化法の期限の延長等について  
「継続雇用制度導入」の特例措置が終了します／協会けんぽの保険料率が変わります
- p.12 ■ご案内  
実践的キャリアガイダンス事業について（県商工労働部雇用労働課）
- p.14 ■景況  
情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向
- p.15 ■お知らせ  
今後の中小企業の資金繰り支援策について ほか



## ■バックナンバーをWeb版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から中央会のサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。

URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

# トピックス

## 金融懇談会

本会は2月2日、千葉県中小企業会館において「平成22年度第2回金融懇談会」を開催した。

同懇談会には、本会から佐藤専務理事、藤原事務局長をはじめ15名が、また、(株)商工中金からは石黒千葉支店長、田村松戸支店長ら12名が出席し、はじめに、「組合の設立状況」や「平成22年度千葉県における中小企業労働事情について」の報告を本会から行った。続いて、(株)商工中金から「最近の金融情勢」についての報告があり、その後、「組合金融の問題点」についての意見交換が行われた。

## 商業4団体新春合同講演会

商業4団体（千葉県商店街連合会・畔高敦司会長、千葉県商店街振興組合連合会・石戸新一郎理事長、千葉県商業専門店協同組合連合会・土屋利夫会長、千葉県共同店舗協議会・寺林幹雄会長）の合同新春講演会が2月8日、市内のホテルグリーンタワー千葉において開催された。

同講演会の基調講演として、(株)アフタヌーンソサエティの代表取

締役清水義次氏による「地域商業活性化のためのまちづくりについて」と題した講演が行われ、続くパネルディスカッションでは、商店街振興組合柏二番街商店会・石戸新一郎理事長、松戸駅周辺にぎやかし推進協議会・近藤典夫専務理事、大久保商店街協同組合・三橋正文理事長の3名をパネリストに迎え、清水義次氏のコーディネートで、「まちの賑わい創出のための取り組みについて」をテーマに、熱のこもった議論が交わされた。



「商業四団体合同新春講演会」パネルディスカッションの様子

続いて催された賀詞交歓会では、千葉県の森田健作知事をはじめ多数の来賓出席のもと、活力あるまちづくりを目指す高い志が相互に共鳴し合う中で、活発な交流が行われた。

## 情報連絡員会議

本会は2月9日、千葉市内のホテルにおいて、標記会議を開催した。はじめに、本会経営支援部より「情報連絡員集計結果報告」についての発表を行った。これを受けて、参加した情報連絡員からは年間を通じた業界の動向等についての生の声が多く寄せられた。

続く講演では、三井住友海上火災保険(株)経営サポートセンターの古山直子アドバイザーを講師に迎え、「労務トラブルに備え、今とっておくべき対応とは」最新人事労務・就業規則セミナー」と題する講演が行われた。

## 中小企業団体事務局責任者協会第4回通常総会

千葉県中小企業団体事務局責任者協会（神子勇会長）の第4回通常総会が2月14日、千葉市内のホテルにおいて開催された。

議案審議では、①平成22年度事業報告及び決算報告承認の件、②平成23年度事業計画（案）及び収支予算（案）承認の件、③会費の額及び徴収方法決定の件の3つの議案が上程され、いずれも原案通り承認可決された。

続いて、中央会の組合事務局強化事業により「組合運営研究会（セミナー）」が開催され、日本人事プランニング(株)の友光俊郎代表取締役を講師に迎え、「厳しい時代を勝ち残るための組合事業のあり方と事務局の役割」と題する講演が行われた。

また、会議終了後は、千葉県中小企業団体事務局責任者協会の主催で「全体交流会」が開催され、参加者らの活発な交流が行われた。

## 産学連携交流会

本会は2月17日、木更津工業高等専門学校において、中小企業の経営力向上に向け、多様な技術とデータを有する学術機関との連携強化を目的とした標記交流会を、千葉県異業種交流融合化協議会（本田周会長）と共催で開催した。

はじめに、同校の副校長兼地域共同テクノセンターの黒田孝春センター長から同校の概要及び地域共同テクノセンターの取組みについての説明があり、続いて、研究者プレゼンテーションとして、機械工学科の内田洋彰教授（CAEを用いた機械システムの制御）、電子制御工学科の大橋太郎准教授（輻輳作業

におけるクレイン衝突防止の1考察情報工学科の栗本育三郎教授近赤外分光法を用いた脳機能信号解析、環境都市工学科の上村繁樹教授（東京湾の水環境回復のためにDHSによる高効率廃水処理システムの開発）を発表者に迎え、それぞれ（内のテーマにより発表を行った）。

その後、学生の実習教育並びに、研究・実験に必要な機器部品の製作を行う場である実習工場を見学した。実習工場は教育・研究の他、コンクリートの強度等、各種試験も行うことができ、参加者は工場の内容や高専の学生が在学中にどのような技術を学ぶのかを視察した。

## 南房総地域組合懇談会

本会は2月23日、館山市内のホテルにおいて、「地域組合等活動支援事業」の一環として、標記懇談会を開催した。

当日は、古知税理士事務所の古知所長による講演（「組合会計基準による決算手続きについて」）が行われ、続いて本会工業連携支援部より「組合事務手続きについて」の説明の後、質疑応答や意見交換が行われた。

今年1月1日から施行“改正独占禁法”

公正取引委員会がガイドラインを公表

## 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の公表（公取委）

平成22年11月30日、公正取引委員会がガイドライン「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を公表しました。これは、今年1月1日から施行されている“改正独占禁法”によって、不公正な取引方法の一つとされる「優越的地位の濫用」が、一定の条件を満たす場合には、新たに課徴金納付命令の対象となったことを踏まえて、その優越的地位の濫用規制の考え方を明確化することにより、法運用の透明性を確保し、事業者の予見可能性をより向上させるためなどのガイドラインが作られたものです。

### 「優越的地位の濫用規制」について

- 独占禁止法は、不公正な取引方法の一類型として「優越的地位の濫用」行為を禁止。
- 「優越的地位の濫用」行為とは、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商習慣に照らして不当に、以下の行為をすること。
  - ・ 取引の対象である商品又は役務以外の商品等を購入させること。
  - ・ 金銭、役務その他経済上の利益を提供させること
  - ・ 受領拒否、返品、支払遅延、減額、取引の対価の一方的決定、やり直しの要請、その他取引条件の不利益設定等

#### 【規制の趣旨】

- ・ 取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
  - ・ 取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる
- ⇒ 公正な競争を阻害するおそれ

### 本ガイドラインの策定趣旨・目的

- 本年1月1日に施行された改正独占禁止法（平成21年法律第51号）により、優越的地位の濫用が新たに課徴金納付命令の対象となったことから、優越的地位の濫用規制の考え方を明確化することにより法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性を向上させることが必要。
- 事業者が優越的地位の濫用行為を行わないよう、自主的な未然防止を支援。  
 （注）ガイドラインとは、公取委が、法運用の実績を踏まえ独占禁止法の執行方針や考え方を明確化したもの。

### 本ガイドラインの特徴

- 本ガイドラインは、これまで各種ガイドラインに記載されていた優越的地位の濫用に係る内容をまとめ、業種横断的な一般的な考え方を示すもの。
- 「優越的地位の濫用」の考え方を「優越的地位」と「濫用行為」という要件毎に可能な限り明確化。また「濫用行為」を行為類型に分け、違反となる場合、違反とならない場合を可能な限り詳細に解説。
- 過去の審決又は排除措置命令で問題となった行為等の実例として「具体例」を掲載。また、「濫用行為」の各々の類型については、想定例（問題となり得る仮定の行為例）を多数掲載。

◎詳細は、公取委サイト（<http://www.jftc.go.jp/>）をご参照ください。▶ガイドライン本文（<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/10.november/10113001besshi1.pdf>）

平成 19 年 9 月以降卒業(予定)  
未就業者限定

## 新卒者就職応援 プロジェクトのご案内

# 長期間の職場実習で

元気な企業 と やる気のある人材 との出会いを！

中小企業は大企業と比較して、求める人材を確保するという点において厳しい面がありましたが、今般の雇用情勢の変化は、中小企業が将来の中核となりうる人材を確保するチャンスと捉えることもできます。

また新卒者等の内定状況は大変厳しい状況にあります。このため平成 19 年 9 月以降に高校、大学等を卒業(予定)した方で、現在未就業の方を対象に中小企業の仕事現場に触れる機会を提供すると共に、中小企業で働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得してもらうための長期間の職場実習(いわゆるインターンシップ)等を実施することにより、中小企業の人材確保を支援することを目的としています。

### 受入企業のメリット

1. 職場実習(いわゆるインターンシップ)期間を通じて自社にマッチした人材を見極める事ができます。
2. 教育訓練費助成金が一人受入れについて日額 3,500 円支給されます。  
※助成金は、課税の対象になります。
3. 職場実習を円滑に実施するカリキュラムを提供しますので、職場実習のノウハウが無くても安心です。職場実習期間には適宜キャリアカウンセラー等専門家からアドバイスが受けられます。

### 現場実習参加者のメリット

1. 職場実習(いわゆるインターンシップ)期間を通じて働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得できます。
2. 職場実習期間には適宜キャリアカウンセラー等専門家からアドバイスが受けられます。その後の就職に関することも相談にのります。
3. 職場実習期間中、実習生には技能習得支援助成金が日額 7,000 円支給されます。  
※在学中の方の場合など実習生向け助成金を支給しない場合があります。※助成金は、課税の対象となる可能性があります。

※青少年の健全な育成の観点から不適切な業種・業態などは本事業の対象となりません。

※職場実習の実施にあたっては、実習生、受入企業、コーディネート機関の三者で確認する内容があります。

※コーディネート機関とは、申込～職場実習終了までフォローアップする機関となります。

### 申込

本事業の趣旨を理解いただいた採用意欲のある中小企業と学生を対象としております。

職場実習希望者の受入企業への職場見学

職場実習スタート

職場実習終了  
職場実習期間は原則 6 カ月

◎事業の詳細は、中小企業HP (<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/jinzai.htm>) をご覧下さい。本事業のお問合せは、本会経営支援部 (Tel: 043-306-3282) まで。

# 「インターネットの目」

## 「ITによる経営力向上」

### 「IT経営のすすめ」

#### はじめに

リーマンショックのあと、いろいろな分野でパラダイムシフトが起っているように感じる。ITの分野でも大きな変革が起っている。即ち、全てのハードウェアやソフトウェアを自社で保有し自前で開発、運用するという従来のやり方から、これらの情報資源を外部から借りて行なう方法がひとつの選択肢となつている。そして、ITを従来の業務の効率化だけでなく、もっと積極的に経営のツールとして活用できるのではないか、という考え方が生まれている。しかも、安く早くである。この「経営戦略や経営革新の実現のためにITを活用する」経営スタイルをIT経営と呼んでいる。

#### IT活用の経緯

ITは企業の経営活動のいろいろな場面で利用されてきた。IT

活用の経緯をみると、「企業内での活用」から「企業外部との連携での活用」へと進化してきた。

1960年代、企業にコンピュータが導入され、会計処理や給与計算などの主に大量のデータを処理する単一の業務に活用された。その後、複数の業務(部門)をまたがって適用されるようになった。即ち、営業情報は生産指示情報へ連携し、また、出荷情報(売上情報)は会計処理へと連携して管理業務(在庫管理や生産管理など)に適用された。最近は全社の情報を一元的に処理する「全社業務の連携」に適用され、ERP (Enterprise Resource Planning 全社最適化のための統合パッケージ)が導入され始めている。

一方、インターネットの発展・普及により、「企業外部との連携」が促進された。当初は特定企業間の連携であったが、その後消費者を含む不特定多数との連携も行な

われるようになり、ネットビジネスなどの新たなビジネスモデルが創出している。経済産業省IT経営ポータル(WEBサイト)によると、わが国中小企業のIT活用のレベルは部門間の連携までの適用段階の企業は65.8%、全社連携及び企業外との連携活用まで至っている企業は34.2%だそうである。

#### IT経営とは何か

前述したように、IT経営とは「経営戦略・経営革新などを実現するためにITを高度に活用する」経営スタイルを言う。従来のIT導入は主にコスト削減や利益向上といったいわゆる経営効率化のためのツールとして導入されてきた。従ってITを活用する対象は現在行なわれている時間や手数がかかっている業務である。それに対してIT経営を目指したIT活用では、経営戦略を実現するた

めにITを活用するのである。例えば、自社の業務をITをフル活用したビジネスモデルとして見直してみることに、また、経営革新など特定の戦略的目標のためのIT活用を考えるなどがこれにあたる。

#### IT経営の3つのポイント

IT経営を実現するための具体的方策として、3つのことが考えられる。まず一番目は現状の「見える化」である。今までの経験と勘による経営から、情報をベースとした経営に変えることであり、企業の基本的なマネジメントシテムを変革することを意味する。

二番目がITをフル活用した業務改革の推進や経営課題解決である。経営環境は常に変化しており、環境変化にあわせて業務プロセスを常に見直す必要がある。また、経営環境変化に伴い発生する経営課題を解決する方法としてIT活

用を考えることもできる。

三番目がITを新しいビジネスモデル創出のツールとして考え、ビジネス領域を拡大することである。昨今の新しいビジネスモデルはITなくしては考えられない。以上の3点についてももう少し詳細に考えてみよう。

## 経営の見える化（マネジメントシステムの確立）

「見える化」はIT経営の第一歩である。経営の実態を「見える化」して、経営課題やそれに対する経営方針を社内で共有化する。何を、どう「見える化」するかは企業や経営階層によって異なるが、基本的にはマネジメントシステムの問題である。マネジメントとはPDCA、即ち計画を立案して、目標を明確にして実行、評価することである。通常は計画として販売計画や生産計画、設備投資計画などがあり、これらについて実際がどうなっているかを評価することが行なわれる。この場合、評価基準として各種指標を使って行なう。例えば、売上高利益率、マーケットシェア、ROA・・・など。こ

れらの指標について、目標を設定して、実際がどうなっているか、リアルタイムに「見える化」することが必要である。目標値と実際が乖離した場合は、その原因を追究して、速やかに対策を講じることのできる体制を全社的に作るのである。

## 業務プロセス改革、経営課題解決（競争力の源泉として）

「コア・コンピタンス経営」で知られる経営学者C・Kプラハラードは、「経営戦略を実現するビジネスモデルは業務プロセスによって実現する。従って業務プロセスは競争力の源泉である。」と言っている。業務プロセスとは仕事の流れ、やり方であるが、昨今の業務プロセス実行はITなくしては考えられない。受注も、生産も、出荷もほとんどのプロセスはITを活用して行なわれている。従って、ITをどう使うかが、差別化要因であり、競争力の源泉となるのである。

また企業は経営環境変化によって常に何らかの経営課題を抱えている。既存事業の転換や新規事業

への進出、売上拡大のための新規顧客獲得、工期の短縮、コスト削減、社員のヤル気と能力向上など。これらの課題解決の手段としてITを活用することができる。具体的な解決策として、例えば、営業・マーケティングや意思決定スピードアップ、コミュニケーションの高度化、人材活用促進などITの活用分野は広い。経済産業省「IT経営の現状と課題（平成19年）」の「日米韓のIT投資の目的比較」によると、米国、韓国におけるIT投資の第一位の目的は「顧客満足度の向上」であるが、わが国の第一位は「間接コストの削減」であるとのこと。わが国の経営者のIT投資に対する意識は昔のままのようである。

## 新しいビジネスモデルの創出

一般的にビジネスモデルとは「競争優位を保つため新たな事業領域（商品、サービス、顧客）を設定し、それを実現するための仕組み」を言う。前述のプラハラードによると、今後の新たなビジネスモデルは「個客の共創」と「グローバル

資源の利用」から生まれるといっている。即ち、個別のお客様と共に関心を作り出す、そして、世界中の企業や個人と連携することによって新たなビジネスモデルが生まれるというものだ。アップル社など、既に実現しているビジネスモデルもある。これらの新しいビジネスモデルはITなくしては成り立たない。

## 最後に

経済産業省IT経営ポータル（WEBサイト）をみると、IT経営の成功事例が掲載されている。この中には経営情報を「見える化」した事例、企業内全社統合や企業を超えた連携で業務改革を実現した事例、業務プロセスをITで変化した事例等の成功事例を見ることができるといえる。

これらを見てみると、経営を変革しようという経営者の強烈な意思を感じることができる。

（中小企業診断士 安藤 孝）

参考資料 C・K・プラハラード

「イノベーションの新时代」

経済産業省 IT経営ポータル など

組合Q & A

組合決算関係書類提出における  
セルフチェックシート

Q11 本組合は3月決算ですが、通常総会後の行政庁への届出について教えてください。

【A1】 組合は、通常総会終了後2週間以内に決算関係書類及び通常総会議事録等を認可行政庁に提出することが義務付けられています。本会の会員組合においては、本会宛に2部（所管行政庁用1部、本会控え用1部）をご提出下さい。（※所管行政庁には本会経由で提出いたします。）

【決算関係書類】

- ① 書類はA4版で作成すること
- ② 提出の際は、決算関係書類提出書（所定様式）を添付すること
- ③ 事業報告書・財産目録の作成を省略しないこと
- ④ 当期に利益剰余金（前期繰越損失がある場合にはこれを補った後の金額）がある場合には、法律・定款に定めてある利益準備金、特別積立金並びに法廷繰越金の積立を必ずすること

【総会議事録】

- ① 定足数確認のため、組合員数、

決算関係書類提出におけるセルフチェックシート

留意事項	内 容	✓
提出物は揃っていますか？ （総会終了後2週間以内）	所管行政庁提出用の所定様式	
	事業報告書	
	財産目録	
	貸借対照表	
	損益計算書	
	剰余金処分案又は損失処理案	
	監査報告書	
	事業計画書	
	収支予算書	
総会議事録についてお聞きします。	総会が事業年度末から定款で定めた期間（原則2ヶ月以内）に開催されていますか。	
	総会招集日は記載されていますか。	
	総会招集から開催日まで中10日間以上あいていますか。	
	総会の定足数（組合員数の半数以上）は満たしていますか。	
法定積立金等についてお聞きします。	理事・監事の数及び出席理事、出席監事の氏名は記載されていますか。また、議事録作成者は記載されていますか。	
	法定利益準備金を積み立てしていますか。	
	特別積立金、教育情報費用繰越金等は定款のとおり積み立て、又は繰越されていますか。	

出席者数（本人出席、委任状出席）を記載すること  
② 提出する議事録が写しの場合には、必ず原本証明をすること

「セルフチェックシート」  
決算関係書類の提出物の不備をなくすため、左の「決算関係書類提出におけるセルフチェックシート」

ト」をご活用下さい。  
なお、総会終了後の諸手続きについては、次号以降でも引き続きご案内いたします。

本年度総会にて役員  
改選を行った場合

◎役員変更届の作成・提出

留意事項	内 容	✓
提出物は揃っていますか？ （変更後2週間以内）	所管行政庁提出用の所定様式	
	役員名簿新旧対照表	
	変更の年月日・変更の理由を記載した書面	
	理事会議事録又はその謄本（役付きの役員の選出時）	

## 組合員の権利と義務について

Q2 事業協同組合における組合員の権利と義務について教えてください。

権 利	義 務
<ul style="list-style-type: none"> <li>組合事業利用権</li> <li>議決権・選挙権</li> <li>剰余金配当請求権</li> <li>持分払戻請求権</li> <li>その他（出資口数減少請求権、総会招集請求権、役員改選請求権、理事の行為差止請求権、行政庁の検査等の請求権、総会決議取消しの訴え提起権、会計帳簿等の閲覧等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出資引受義務（1口以上）</li> <li>経費負担義務</li> <li>共同事業利用義務</li> <li>定款、規約、総会決議の遵守義務</li> </ul>

〔A2〕事業協同組合は、人的組織体であり、かつ、組合員の事業利用によって成り立つという基本的性格から、組合員の権利・義務についての固有なものがあり、その適正な行使に配慮することが大切です。

●組合員：組合員は、組合の構成員であり組合事業の利用者です。また、出資者でもあり経営者です。組合の事業は、組合員のために行うものであり、組合員の利用がなければ組合事業は成り立ちません。理事ばかりでなくすべての組合員が組合事業に絶えず気を配り、組合運営に関することなら率先して意見を具申し、積極的に事業運営に参画していくことが必要です。

〔組合員（加入・加入金）〕  
法定脱退した組合員の持分譲受加入の是非について

Q3 組合員Aは、○年12月2日組合員資格喪失により法定脱退したが、その未払持分を譲り受けることによりBの加入を、翌年の3月15日の理事会で承諾した。このような資格喪失者の未払持分で譲受加入ができるか。

〔A3〕脱退した組合員の持分は、脱退と同時に持分の持つ身分権的

なものが喪失しており、持分払戻請求権という債権が残っているだけである。

したがって、既に法定脱退した者の組合員としての権利義務を承継することとなる譲受加入ということはあり得ず、当該譲受人の加入は新規加入の手続によらなければならない。

〔組合員（出資・出資金）〕  
行方不明組合員の出資金整理について

Q4 組合員Aは、○年1月30日に組合に加入し、×年12月30日まで組合を利用していたが、その後行方不明となった。組合としては、Aの出資を整理し実質上の組合員の出資のみとしたいが、どのような処理が適当か。なお、Aの組合に対する負債はない。

〔A4〕出資を整理するには、当該組合員が組合を脱退することが前提となり、ご照会の場合の行方不明組合員については資格喪失による脱退か、又は除名による強制脱退が考えられる。具体的事情が不明で判断しかねる点があるが、もし行方不明と同時に事業を廃止しているのであれば、資格喪失として処理する事が可能と解する。

この場合、組合員たる資格が喪失証明郵便をもって持分払戻請求権の発生した旨の通知を行うことが適当と考える。除名は総会の議決を要し、この場合除名しようとする組合員に対する通知、弁明の機会との付与等の手続が必要であるが、組合員に対する通知は組合員の届出住所にすれば足り、この通知は通常到達すべきであったときに到達したものとみなされるから、一応通知はなされたものと解される。弁明の機会との付与については、その組合員が総会に出席せず弁明を行わない場合は、その組合員は弁明の権利を放棄したものとみなされ、除名議決の効力を妨げるものではないと解される。

なお、除名が確定した場合は、資格喪失の場合と同様の通知とするのが適当である。

以上の手続により、当該組合員に持分払戻請求権が発生するが、その請求権は2年間で時効により消滅するので、時効まで未払い持分として処理し、時効成立をまつてこれを雑収入又は債務免除除益に振り替えるのが適当と考える。

◎詳細は本会設立相談室まで

(TEL 043-306-3285)

## 中小企業金融円滑化法の期限の延長等について

昨年12月金融庁は、本年3月末に期限を迎える「中小企業金融円滑化法（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律）」を1年間延長するとともに、その運用に当たっては、金融機関の開示・報告に係る事務負担の軽減やコンサルティング機能の発揮の促進、といった改善を加えるとして、検査・監督において対応を行う旨を発表しました。以下に、その内容についてご案内します。

### ■ 基本的な考え方

我が国経済は、このところ足踏み状態にあり、中小企業者等の業況や資金繰りは、改善しつつあるものの、依然厳しい。こうした中、先行きの不透明感から、今後、貸付条件の変更等に対する需要は一定程度あると考えられる。一方、貸付条件の変更等に際しては、金融規律も考慮し、実効性ある経営再建計画を策定・実行することが重要である。

このため、金融機関が、貸付条件の変更等を行っている間に、コンサルティング機能（経営相談・指導等、事業再生等）を十分に発揮することで、中小企業者の経営改善が着実に図られ、中小企業者の返済能力の改善と将来の健全な資金需要につながる、という流れを定着させる必要がある。

以上を勘案し、来年3月末に期限を迎える同法を1年間延長するとともに、その運用に当たっては、①これまでの実施状況を踏まえた、金融機関の開示・報告資料の大幅な簡素化や、②金融機関による経営再建計画の策定支援等のコンサルティング機能の発揮の促進、といった点について改善を加える。

金融庁は、このような観点から、検査・監督等を通じ、法が期限を迎えた後も、金融機関による金融仲介機能が適切に発揮される環境の整備を目指すとともに、引き続き中小企業者等の資金繰りに万全を期す。

### ■ 具体的な対応

#### <中小企業金融円滑化法の期限の1年延長>

- ① 法の期限を平成24年3月末まで1年間延長する。

#### <金融機関による開示・報告内容の見直し>

- ② これまでの実施状況を踏まえ、金融機関の事務負担の軽減を図る観点から、開示・報告資料を大幅に簡素化する。

#### <金融機関によるコンサルティング機能の発揮の促進>

- ③ 貸付条件の変更等が行われた後の継続的なモニタリング、経営相談・指導等や経営再建計画の策定支援を一層定着させるため、金融機関が果たすべき役割を具体化するよう、監督指針を改定する。
- ④ 企業再生支援機構、中小企業再生支援協議会等の活用、DES・DDSの活用等を通じた本格的な事業再生の取組みを促すよう、監督指針を改定する。
- ⑤ 金融機関による適切なコンサルティング機能の発揮を促す観点から、金融機関による経営再建計画の策定見込みの判断、経営再建計画の策定・実施状況等について、検査・監督で重点的に検証する。
- ⑥ 平成23年9月頃までに、法の実施状況に関する検査を一巡させる。その後は、金融検査マニュアル「金融円滑化編」に基づき、通常の検査の中で金融円滑化に係る検査（コンサルティング機能の発揮状況等）を実施する。

#### <その他>

- ⑦ 引き続き、中小企業金融に関するアンケート等による実態把握に努めるほか、金融機関に対し、年度末等の金融円滑化の要請を行う。
- ⑧ 改正金融機能強化法の活用の検討促進を図る。

◎詳細は、金融庁HP（<http://www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20101214-1.html>）をご覧ください。

従業員 300 人以下の組合員の皆さまへ

高年齢者雇用安定法関連のお知らせ

## 本年 3 月で定年後の「継続雇用制度導入」の特例措置が終了します

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、現在、65 歳未満の定年を定めている事業主は、「高年齢者雇用確保措置」を実施する必要があります。

「高年齢者雇用確保措置」には、「定年の定め廃止」、「定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」があり、事業主にはこのいずれかを行う義務があります。

このうち、「継続雇用制度の導入」については、希望者全員を対象とするか、労使協定により対象者の基準を定めなければなりません。現在は特例措置として、中小企業（300 人以下）の事業主は、対象者の基準を就業規則で定めることができます。

この特例措置は、平成 23 年 3 月 31 日で終了します。このため、中小企業の事業主の皆さまも 3 月 31 日までに、

- (1) 「定年の定め廃止」、「定年の引き上げ」、「希望者全員の継続雇用制度の導入」のいずれかを実施
- (2) 継続雇用制度の対象となる高年齢者の基準について、労使協定を締結

のどちらかを実施しなくてはなりません。早めの準備をお願いいたします。

◎詳しくは、厚生労働省のHP (<http://www.mhlw.go.jp>) をご確認ください。

## 🏠 全国健康保険協会（協会けんぽ）千葉支部からのお知らせ

### ○保険料率引き上げのお願い

千葉支部の健康保険料率は現在 9.31% ですが、超高齢社会の進展に伴う医療給付費の伸びが、保険料収入の元である賃金の伸びを年々上回り続け、協会けんぽの財政は依然として非常に厳しい状況です。また、法律で単年度収支均衡が定められていることにより、毎年、保険料率を見直しすることとなっています。

このため、加入者の皆様の医療を継続して支えるためには、23 年度の保険料率について引き上げざるを得なくなりました。

#### ◆健康保険料率

9.31% ⇒ 9.44%

(現行)

(平成 23 年度)

#### ◆介護保険料率

1.50% ⇒ 1.51%

(現行)

(平成 23 年度)

※健康保険料率、介護保険料率ともに、23 年 3 月分（5 月 2 日納期分）より変更となります。

非常に厳しい経済状況の中ではありますが、事業主・加入者の方々には、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

### ○協会けんぽの取り組み

医療費の適正化を図るため、薬代の負担が少なくなる「ジェネリック医薬品」の普及、「医療費審査（レセプト点検）」や「扶養家族要件の再確認」等の強化に取り組み、その効果は着実に上がってきています。

また、加入者の皆様の健康づくりのために、「健診の推進」、「保健指導の推進」といった長期的な視点に立った事業にも取り組んでいます。

◎お問合せは、全国健康保険協会（協会けんぽ）千葉支部 企画総務グループ  
(Tel: 043-308-0522) まで

## ご協力いただく企業にとってのメリット



### POINT 1

地域企業としての貴社魅力の発信

就職活動学年では大手企業に目が向きがちになりますが、早期段階から貴社の魅力を学生および大学にPRすることができます。



### POINT 2

就業後のミスマッチ解消・適応力向上

業界および貴社の情報を学生に伝えていただくことで、若者に期待していることや社会人として必要な能力等、企業の声を直接学生に伝えることができます。



### POINT 3

大学との関係づくり・採用情報提供

大学と良好な関係を構築する機会になります。また、インターンシップ受け入れや、募集情報の提供など、今後に向けた活動に役立ちます。

早期から地域企業と接触することにより、貴社の魅力PRとともに地域大学と地域企業を橋渡しできる機会となります。本事業へのご協力を **将来的な人材獲得対策の一環** としてお役立てください。

## ご協力をお願いしたい内容

### ■実施内容(予定)

- 複数企業ご参加による業界や貴社の魅力をご紹介いただく交流会
- 複数企業のご参加によるパネルディスカッション
- 学生との意見交換会
- 貴社および学内での経営者インタビュー
- 職場見学・職場訪問 など



地域企業との交流授業風景

大学により若干異なりますが、およそ上記のような講座を実施いたします。ご依頼内容は事前にご相談させていただきますので、本事業へのご参加・ご協力をお考えの方は、下記までお問い合わせください。企業様のご参加に費用はかかりません。

#### 【お問い合わせ】

千葉県商工労働部雇用労働課

TEL 043-223-2745 FAX 043-221-1180

株式会社インテリジェンス 就職支援部

TEL 03-6386-9151 FAX 03-6386-9150

※本事業は、千葉県商工労働部が(株)インテリジェンスに委託し、実施しています。

※ご都合を考慮し、可能な範囲でのご協力をお願いしていますが、大学の講座時間帯の事情により、ご依頼内容も変更する場合があります。また、必ず希望大学でのご参加とはならない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※本事業は、平成22年・23年度 千葉県ふるさと雇用再生特別基金を活用して実施しています。

キャリア教育で  
地域企業の  
**魅力発信**

千葉県商工労働部雇用労働課

## 将来の千葉県を担う若者たちの サポーター企業を募集しています

～ 将来について考える大学生(1～2年生)の学びを応援してください ～

千葉県では、千葉県内の大学と連携し、大学生(1～2年生)を対象として、将来、自立した社会人、ビジネスパーソンになることを支援するため、『**実践的キャリアガイダンス**』を実施いたします。本事業は、就職テクニックを学ぶ就職講座ではなく、社会の仕組みや地域の企業を知り、早期から働くことへの意識啓発や動機付けを行うために実施するものです。大学にとっては職業教育ですが、企業にとっては大学との連携や自社のPRにもなります。地域を担うこれからの人材育成のため、本事業へのご理解、ご協力をお願いいたします。

### 実践的キャリアガイダンス事業目的と講座内容

#### ■『実践的キャリアガイダンス事業』の目的

低学年時から本カリキュラムを受講することにより、将来を見据えた自立的、主体的な学生生活をおくることができます。早期からキャリアデザインを視野にいれることで、充実した学生生活と就職活動を高いレベルでバランスよく両立させることが可能となり、「就業のミスマッチ解消」、「就業後の適応力の向上」へつなげます。



#### ■講座の取組内容（基礎講座と実践講座で構成）

【基礎講座】・・・有意義な学生生活の過ごし方、コミュニケーションの重要性、社会・仕事など、社会の基本的な仕組みまでを学びます。

【実践講座】・・・社会人基礎力、文章力等のほか、企業取材・インタビュー等を通して、社会で求められる人材像を考える授業も実施します。

基礎講座
<p>&lt; 座学 (キャリアデザイン) &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● グループディスカッション</li> <li>● 業界・職種研究</li> <li>● 講義 等</li> </ul>

+

実践講座
<p>&lt; 地域企業との連携を図った講座 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域企業交流会</li> <li>● 経営者インタビュー</li> <li>● 職場取材(地域企業の魅力探検) 等</li> </ul>

※1) 社会人基礎力とは・・・職場や地域社会で多様な人々と関わりながら仕事をしていくために必要な基礎的能力を「前に踏み出す力」「考え抜く力」「チームで働く力」の3つの能力(12の要素)からなる《社会人基礎力》として、平成18年に経済産業省が定義したものです。

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

1月

豆腐製造

原材料の長期的な値上がりが見込まれる。

牛乳小売

引き続き、景気が悪化。組合員数も高齢化による減少が目立つ。

シャツ製造

生産ロットがかなり細くなり能力が悪い。業界の動きとしては、SPA型の店が動きがよい。

製材

贈与税の非課税枠の拡大や金利の引き下げ、エコポイント、リフォームの減税制度等、国の支援対策が追い風となり、徐々にではあるが仕事量の回復が見られる。

印刷

1月の売上高は年末年始需要の12月と比較し若干の減少。

生コン製造

今年に入り、住宅関連工事(病院、マンション等)が具体的案件として出てきて、少しずつ好転の兆しが出てきた。

電気鍍金

前月比、前年度比も売上等は増

加しているが、前月も前年度もいずれも景況は悪化していたので、1月度は幾分増加しているが、未だ景況は好転していない様子。

鉄工業

リーマンショック以前の6〜7割程度の水準下での推移が続いており、各社依然苦戦中。

機械部品製造

一部を除き、先行き不透明な状況にある。

機械部品製造

景況にあまり変化がなく、横這い状態である。原油価格が上昇傾向にあり、石化製品の単価に影響がでると景況にも影響がでる。

総合卸売

鳥インフルエンザ拡大の影響により、国内産鶏肉の価格上昇気配あり。また、風評被害の心配も。

食肉卸売

牛、豚共に枝肉価値が下落している。飼料価格の上昇、畜産物価格の下落により、畜産農家の経営が悪化している。

建築材料卸売

需要はやや持ち直しているが補正予算効果の一次的なもの。民需は中断していたマンションの建築が再開したものもあるが官需の息切

れが必至で再び落ち込むことは避けられないため収益価格は低迷したままである。

自動車解体業

先月に増して買いたい車両の入庫減。仕入競争激化。スクラップ金属相場は上昇している。

小売

年初の福袋、見切りの冬物衣料品に動きがあるが、高額商品は売れていない。

電気機器小売

12月まで納品できなかったテレビの残りがあり、売上は前年をクリアできなかったが、たいしたことにはなかったと思われる。メーカーの製造に幅がなく、どんな商品も欠品ばかりである。

青果小売

相場上昇気味。あまり商品は動かない。

小売

売上高の乱高下は少なくなったが、低価格指向がますます強まっている模様。

中古車仕入・販売

卸売市場、タマ不足必至(大勢は仕入れ強化)直販動向や輸出分野などには不透明かつ流動的要因もちらついている。

小売

気温も下がってファッション関係が動き出した。食品関係は、農作物が不作で相変わらず価格が上昇。飲食は苦戦。

小売

正月恒例の福袋セールは売上が取れない。新しい年を迎えても、小売業の状況は見通が暗い。

農業機械販売整備

「平成の開国」の中でPPPと農業改革等、特にPPPの中身の情報が少なく、対抗措置を考えることもできない。

小売・サービス

12月の商況は全く振るわなかったのが、1月に成って寒さが増した分12月まで大不調であったコート類も売れた。消費者的にはより安くなるのを待っての購入か。

建設揚重

需要は若干上昇傾向にある。価格は低価格での受注。

害虫防除

1月に入って、寒さが厳しい為か家屋の屋根裏に侵入し、ネズミ、ハクビシンの依頼が急増。

一般廃棄物処理

新年を迎え、廃棄物の排出量は前月と比べるとだいぶ落ち着いた

が、前年同月から比べると、一般家庭からの依頼が多くあった模様。

学習塾

1月21日、船橋にて恒例の教材教具展を開催。23年度から小学校の教科書が1.5倍に増えるのでそれへの対処の仕方を探った。

土木建築サービス

5年に一度の交通量調査が発注されたことにより、例年よりやや仕事は増えた。

ソフトウェア

依然厳しい環境である。

建設業

12月受注額7,794百万円に対し、1月の受注額は4,273百万円と実に3,521百万の大幅な減少となった。前年同月比でも777百万と減少した。

貨物運送

取引高は前年、前月と比較していずれも減少。再び燃料が値上がりしている。タクシー用LPガスも軒並み値上がりしている。

輸出入業

1月の売上は前月比、前年同月比とも減少。その他は不変であるが、昨年10月頃より、JALの減便で売上が下降気味で先行き不安である。

# お知らせ

## 今後の中小企業の資金繰り支援策について(中小企業庁)

中小企業庁は1月28日、今後とも中小企業の資金繰りに支障が生じないよう万全を期すため、以下のような支援策を実施するとした。

### 1. 年度末に向けた資金繰り支援

- (1) 既往借入金金の返済負担の軽減
  - ① 借換保証の推進(保証付借入の一本化、新しい据置期間の設定を含む条件変更、真水の追加等が可能な制度。本年度内は景気対応緊急保証による借換えが可能)。「保証協会」
  - ② 条件変更の積極対応(中小企業からのニーズが高まっている条件変更(既往借入金金の返済負担軽減)への積極対応)「日本公庫、商工中金、保証協会」
  - ③ 借換え時の金利上昇を抑えるための予算措置「日本公庫」
- (2) 本年度末に期限切れを迎える措置の利用促進

- ① 景気対応緊急保証(原則全業種を対象とする100%保証)「保証協会」
- ② セーフティネット貸付の金利引き下げ措置(急激な経営環境変化等により一時的に業況が悪化

している中小企業に対する貸付制度の金利引き下げ措置。制度自体は来年度も実施)「日本公庫」

- ③ 国際金融不安に対応した危機対応貸付(円高や災害等に対応した危機対応貸付は来年度も実施)「商工中金」

### (3) 関係機関の協力による中小企業金融の円滑化

全国信用保証協会等代表者会合の開催(2月下旬目処に検討中)などを通じて、公的金融機関及び民間金融機関に対して、引き続き中小企業金融の円滑化に向けた配慮を行う。

また、公的金融機関及び中小企業庁による相談体制の拡充も併せて実施する予定(詳細は後日改めて公表予定)。

### 2. 来年度以降の資金繰り支援

中小企業からのニーズが高まっている借換保証や条件変更への積極対応に加えて、主に以下の取組を実施する。「平成23年度当初予算案に計上しているものを含む」

- (1) 100%保証の実施「保証協会」
  - ① 小規模企業向けの小口保証制度(業種を問わず、従業員20人以下)「※」であって、保証利用残高が1250万円以下の小規模企業

が対象。景気対応緊急保証等とは異なり、市区町村の認定が必要)。

※商業又はサービス業を主たる事業にする事業者については5人以下

### ② セーフティネット保証(特に業況の悪化している業種に属し、売上高の減少などの影響を受けている中小企業が対象：円滑な制度変更に万全を期すため、来年度上半期の業種基準は、現行の景気対応緊急保証の業種基準を更に緩和して適用。(対象となる業種など、詳細は別紙)

※指定業種に属していることや売上高の減少等の状況について、市区町村の認定が必要

③ 創業関連保証等(創業する者、創業後5年未満の者が対象)

※これらのほか、融資額の8割程度を保証する一般保証等の利用も可能。なお、景気対応緊急保証等の実施中においても、全体の4割程度は一般保証等を利用。

- (2) 直接貸付の充実・実施「日本公庫、商工中金」
  - 保証制度を活用してもなお、民間金融機関からの資金調達に難しい場合を含め、急激な経営環境変化等により一時的に業況が悪化している中小企業に対して、日本公庫によるセーフティネット貸付などを実施。
  - また、創業や海外展開支援などの前向きな資金需要に対する貸付も実施。
  - さらに、条件変更による積極対応なども併せて実施。

① セーフティネット貸付：引き続き積極的に対応

② 新企業育成貸付(創業や新事業に取り組む中小企業に対する貸付)：無保証人貸付に係る上乗せ金利の免除及び第二創業の対象資金の拡充

③ 資本性劣後ローン(企業再建等に取り組む中小企業の資本を強化することにより民間資金も呼び込む貸付)：事業規模を拡大

④ 海外展開資金(中小企業の海外展開を支援する貸付制度)：貸付対象の拡大、特利の適用 など

組合員の皆さまへ  
「青少年雇用機会確保指針」が改正されました

このほど、雇用対策法第7条および第9条に基づき、厚生労働大臣が定めた「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対

処するための指針」(※)に、新卒採用に当たって、少なくとも3年間は応募できるようにすることなどが追加されました。

(※この指針は、事業主の皆さまが、適切に青少年の募集及び採用を行うことができるよう厚生労働大臣が定めたものです)

### 「既卒者を採用する企業を支援する奨励金を新設」

▼3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金↓大学等を卒業後3年以内既卒者を新卒枠で正規雇用した事業主に、正規雇用での雇い入れから6カ月経過後に100万円支給します。

▼3年以内既卒者トライアル雇用奨励金↓中学・高校・大学等を卒業後3年以内の既卒者を有期雇用で育成し、その後、正規雇用に移行させた事業主の方に奨励金を支給します。

・有期雇用期間(原則3ヵ月)：対象者1人につき月10万円  
・有期雇用終了後の正規雇用から3ヵ月経過後に50万円

※あらかじめハローワークへの求人提出が必要。ご利用に当たっては、事前にハローワークへご相談下さい。  
◎詳細は厚労省・千葉労働局・公共職業安定所にお問合せ下さい。